

# 母子家庭等医療の所得制限における所得の計算式

## A : 各所得の合計額

総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、先物取引に係る雑所得等金額、特例適用利子及び配当等の額、条約適用利子及び配当等の額、養育費(年間の8割分)

## B : 実額控除

雑損控除、医療費控除、配偶者特別控除、小規模企業共済等掛金控除

## C : 基礎的控除（一律で控除）

社会保険料相当額控除（80,000円）

## D : 定額控除

障害者控除（270,000円）、特別障害者控除（400,000円）  
勤労学生控除（270,000円）、  
寡婦控除（270,000円）\*、ひとり親控除（350,000円）\*  
\*については、母及び父には適用なし。

## E : 免税所得

肉用牛の売却による農業所得の免税に係る所得（実額）

## F : 扶養親族等加算

70歳以上の老人扶養親族（1人につき 100,000円）  
16～22歳の特定扶養親族（1人につき 150,000円）

**$A - B - C - D - E - F < \text{限度額} \cdots \text{該当}$**

**$A - B - C - D - E - F \geq \text{限度額} \cdots \text{非該当}$**

限度額は扶養控除を反映して設定されています。